

自主的避難等対象区域（新地町）に居住し、平成22年に就農を開始した申立人の営業損害（平成23年4月～平成27年3月）について、事故前の収入資料が乏しいことや立証の程度等を考慮して、就農計画上の計画所得の4割ないし1割を対象期間の基準所得と認めた上、そこから対象期間の実際の所得額及び既払額を控除した金額を損害として賠償を認めるとともに、申立人が平成25年に除染目的で実施した敷地内の杉の伐採費用について、業者への支払額の4割の限度で賠償を認めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- ア 営業損害（逸失利益）（平成23年4月1日～平成27年3月末日）
- イ 除染費用（平成25年4月4日）
- ウ 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 和解金額

被申立人は、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、申立人に対し、金1,251,892円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- | | |
|-------------------|----------|
| ア 営業損害（逸失利益） | 879,429円 |
| イ 除染費用 | 336,000円 |
| ウ 本件和解仲介に関する弁護士費用 | 36,463円 |

3 支払方法

（省略）

4 除染費用を裏付ける領収書原本の授受及びその返還

ア 申立人は、被申立人に対し、第1項記載の除染費用に関する領収書の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。

イ 被申立人は、第1項記載の除染費用（ただし、同項記載の期間に限る。）に関し、前記アの領収書原本上に、被申立人が申立人に対し同領収書金額のうち一部の支払をした旨及び支払金額を記載した後、申立人に対し、同領収書原本を返還する。

5 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、第1項記載の除染費用（ただし、同項記載の期間及び第2項記載の金額に限る。）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

6 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人が本件除染費用について被申立人から支払を受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

8 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間には何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年2月28日

（仲介委員 増澤 博和）